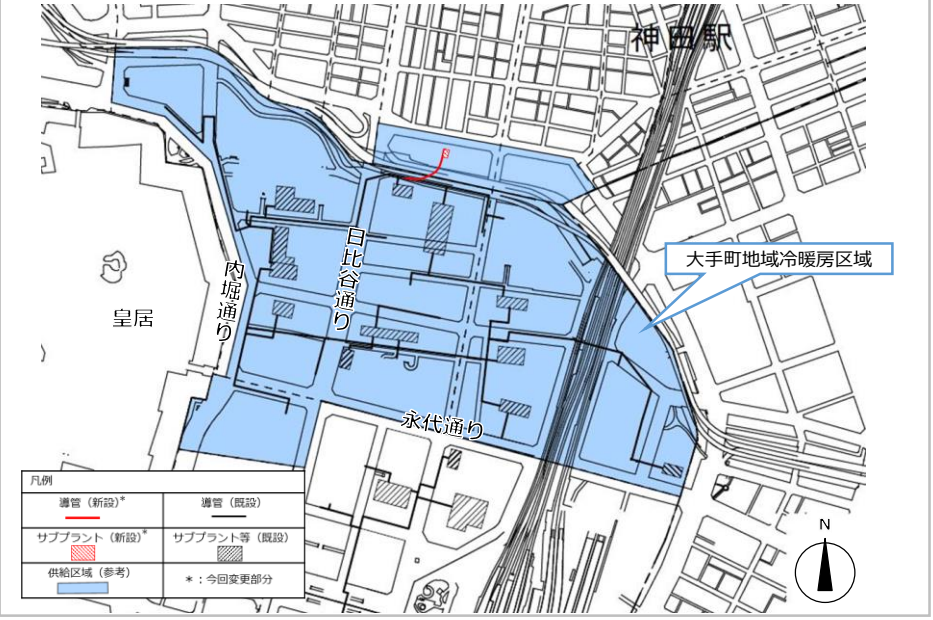


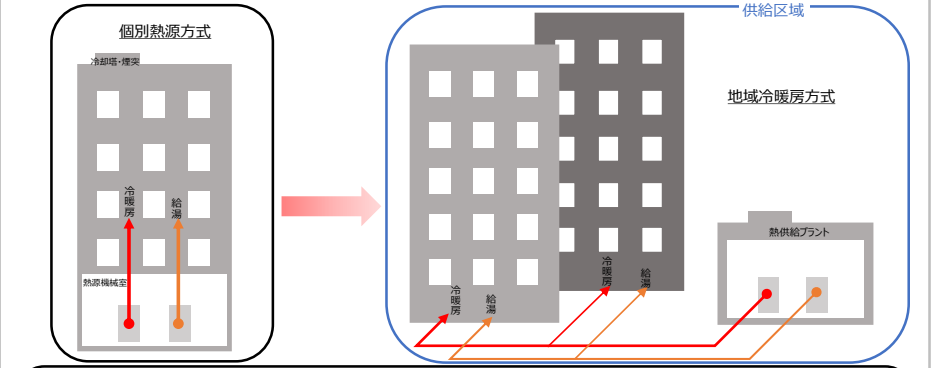
大手町地区地域冷暖房施設の変更について

■対象範囲

【名称】大手町地区地域冷暖房施設
【熱発生所施設】大手町サブプラント-12（新設）
【位置】内神田一丁目



■地域冷暖房施設とは

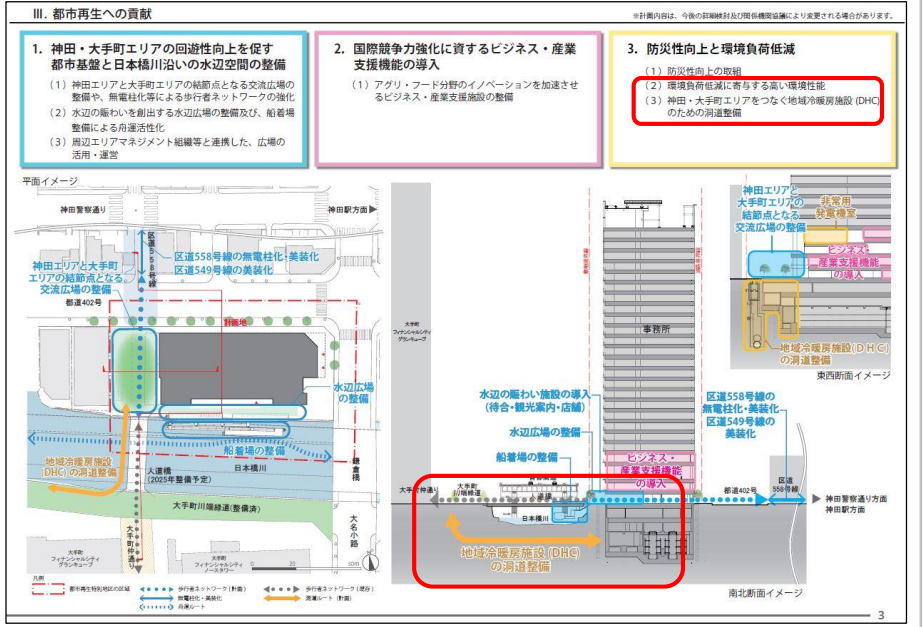


一定地域内の建物群に対して蒸気・温水・冷水等の熱媒を熱源プラントから導管を通じて供給する施設

地域単位でまとめて熱エネルギーを製造するため、個別の建物ごとで熱エネルギーを製造するよりも運転効率が向上し省エネルギーや環境保全につながる

■位置づけ

本件は、都市再生特別地区（内神田一丁目地区）の都市再生への貢献の1つである地域冷暖房施設の導入に伴い、都市計画の変更を行うものである



※都市再生特別地区（内神田一丁目地区）都市計画（素案）の概要より抜粋

名称	告示日等	備考
内神田一丁目南部地区まちづくり勉強会	平成29年～令和1年（計8回）	DHC導入が地域の将来像として共有される
内神田一丁目南部地区地区計画の決定	令和2年10月	整備方針において、大手町側の地域冷暖房施設を神田側へつなげる方針を掲げられている
都市再生特別地区（内神田一丁目地区）の決定	令和2年10月	都市再生への貢献メニューとしてDHCが盛り込まれる
内神田一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行認可	令和2年11月	

